

静岡県人事委員会は、静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則13-88

静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の育児休業等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-26）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（条例第2条第3号の人事委員会規則で定める非常勤職員）</p> <p>第1条の2 条例第2条第3号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 条例<u>第2条の2</u>第2号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）の1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</p> <p>(2) （略）</p> <p>（条例<u>第2条の2</u>第1号の人事委員会規則で定める場合等）</p> <p>第1条の4 条例<u>第2条の2</u>第1号の人事委員会規則で定める場合は、非常勤職員の育児休業の期間の初日とされた日が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該非常勤職員の配偶者がしている育児休業の期間の初日前である場合とする。</p> <p>第1条の5 条例<u>第2条の2</u>第1号の人事委員会規則で定める日は、非常勤職員が当該非常勤職員の養育する子について育児休業をしようとする場合における育児休業の期間の初日</p>	<p>（条例第2条第3号の人事委員会規則で定める非常勤職員）</p> <p>第1条の2 条例第2条第3号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 条例<u>第2条の3</u>第2号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）の1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</p> <p>(2) （略）</p> <p>（条例<u>第2条の3</u>第1号の人事委員会規則で定める場合等）</p> <p>第1条の4 条例<u>第2条の3</u>第1号の人事委員会規則で定める場合は、非常勤職員の育児休業の期間の初日とされた日が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該非常勤職員の配偶者がしている育児休業の期間の初日前である場合とする。</p> <p>第1条の5 条例<u>第2条の3</u>第1号の人事委員会規則で定める日は、非常勤職員が当該非常勤職員の養育する子について育児休業をしようとする場合における育児休業の期間の初日</p>

とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32。以下「勤務時間規則」という。）第12条第1項第8号ア又はイの休暇に相当する休暇（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、勤務時間規則第12条第1項第8号ア又はイの休暇）により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日とする。

（条例第2条の2第2号の人事委員会規則で定める場合）

第1条の6 条例第2条の2第2号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第2条の2第2号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として条例第2条の2第2号イに規定する当該子を養育している当該子の親

とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32。以下「勤務時間規則」という。）第12条第1項第8号ア又はイの休暇に相当する休暇（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、勤務時間規則第12条第1項第8号ア又はイの休暇）により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日とする。

（条例第2条の3第2号の人事委員会規則で定める場合）

第1条の6 条例第2条の3第2号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第2条の3第2号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として条例第2条の3第2号イに規定する当該子を養育している当該子の親

(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者を含む。以下この項において同じ。)である配偶者であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ (略)

(条例第2条の3の人事委員会規則で定める期間)

第2条 条例第2条の3の人事委員会規則で定める期間は、57日間とする。

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、様式第1号(非常勤職員にあつては、様式第1号の2)の育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 条例第3条第4号の規定により再度の育児休業の承認の請求をする予定がある場合には、様式第2号の育児休業等計画書を提出するものとする。

3 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認める

(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ (略)

(条例第2条の4の人事委員会規則で定める期間)

第2条 条例第2条の4の人事委員会規則で定める期間は、57日間とする。

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、様式第1号(非常勤職員にあつては、様式第1号の2)の育児休業承認請求書により行い、条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 条例第3条第5号の規定により再度の育児休業の承認の請求をする予定がある場合には、様式第2号の育児休業等計画書を提出するものとする。

3 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認める

ときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情となる子の養育の方法)

第10条 第3条第2項の規定は、条例第11条第5号に規定する育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるときについて準用する。

ときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情となる子の養育の方法)

第10条 第3条第2項の規定は、条例第11条第6号に規定する育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるときについて準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号の2記入上の注意中「第2条の2」を「第2条の3」に改める。

様式第2号中「第3条第4号」を「第3条第5号」に、「第11条第5号」を「第11条第6号」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。